

(別紙 2) 自己チェック資料

令和 6 年 6 月 4 日
国立研究開発法人
理化学研究所

民間競争入札実施事業「理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）
施設運営・維持管理業務」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

(入札参加資格の緩和)

- ・競争参加資格を「A 等級」から「A、B 又は C の等級」に緩和

(情報開示)

- ・従来の実施状況を開示し、詳細は閲覧可とした。

(仕様の明確化)

- ・確保されるべきサービスの質の設定に、定量的な目標を設定。
- ・追加で発生する業務（費用別途支払）について仕様書に明確化。
- ・総合評価の評価基準を明確化した。
- ・施設の特殊性を踏まえ運用方法等がわかるような業務の概要資料を説明会用の H P で公表することにした。
- ・応急措置、危険防止措置の対象となる具体的な状況を追記するとともに、応急措置は誰が実施するのか、どの段階で協議を行うのかについても明記した。

(要件緩和)

- ・総合評価項目の加点項目から、第 1 種エネルギー管理指定工場の施設管理業務の実績、コジェネレーション設備を持つ施設の管理実績を削除した。
- ・「実務経験年数 15 年程度」は、「建築保全業務積算要領」に基づいて設定している要件であるためそのまま残すこととし、「実務経験年数 15 年程度」に代わる選択的な要件として、必要とする具体的な業務経験の内容を仕様書に追記し、実務経験年数を満たしていない場合でも要件をクリアできるよう緩和した。
- ・「電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者」を職員から選任できない場合は、理化学研究所が別途選任、配置することとし、仕様書から「電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を職員から選任できない場合は、契約後に『業務責任者、業務副責任者、技術員』以外から選任できること」の要件を削除した。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

○当業務において維持管理の対象となる「富岳」は、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成 6 年法律第 78 号）に基づき、Society5.0 を支える中核的な研究インフラとして広く共用に供するものである。共用を促進する上で、安定稼働は欠かせないものであり、これまでの要件以上に資格や実務経験を緩和することは、業務の遂行に支障をきたす恐れがある。

○競争性の拡大にあたっては従事人員の確保が課題とされている。辞退者からヒアリングした結果によれば清掃（本件業務には含まず）のみ分離調達をするなどの中小事業者が参画可能なよう業務の細分化を行うことで競争性の改善を図ることは可能と思われるが、維持管理業務の一体性を損なううえ、スケールメリットが低下するため、コストの上昇につながりかねないため本事業の趣旨を満たしえない。

○今回参加いただけなかった大手設備メンテナンス企業 2 社にもヒアリングしたところ「昨今のビルメンテナンス業界の人手不足から、十数名もの要員を確保する見込みが立たない」、「技能レベルの高い（高給）配置要員と契約期間の短かさ（3 年契約でも短い）がネックになった」との回答であり、入札参加は全く考慮されなかったとのことであった。

○応札に至らなかった者のヒアリング結果から、本件は特別高圧受電、冷凍機、ガスジョーエネレーションを有する当施設の特異性（スーパーコンピュータは非常に多くの CPU が同期して動作することで超高速演算を実現している。そのため、非常に大きな電力変動が瞬時に発生し、それに伴う膨大な熱の除去を高速で行う冷凍機の追従運転が重要となる。理化学研究所では CGS の出力調整を行うことで、排熱蒸気量を制御し、蒸気吸収式冷凍機的能力を最大限に活用することで、発生する膨大な熱を高速で除去する冷凍機追従運転を実現している。）から、このような施設のメンテナンスを行える人員の確保が困難との意見があった。

○翻って本業務のさらなる競争性の拡大のためには、契約始期から相当程度前倒ししての落札決定を行うことにより、応札者の落札後の人員確保の見通しが可能となるように配慮する必要があると思われる。しかしながら大規模事業者においても本業務への参加の意思は見当たらず、現在の市場環境ではこのようなメンテナンス人材は各事業者に余裕は確保されておらず、他施設との融通を図りながら人員の確保を行わなければいけないと想定される。そのため各事業者の年度受注計画と合致するよう、1 年～半年程度は人員確保の余裕期間を持たせなければ困難と推察される。また、長期間の契約として業務を大規模化し、メンテナンス人員の安定的な雇用環境を整えること効果的と考えられる。

しかしながら、本事業の契約の原資としては単年度の補助金である特定先端大型研究施設運営費等補助金により賄われており、本来長期的に複数年にわたる事業資金が確約されているものではない。本契約、前回契約においては複数年の契約を実施しているところであるが本業務の性質上当該補助事業が終了し当該施設の維持を終了する場合にあっても、当法人の責務において合理的に施設維持をしなければいけない期間を想定して実施しているものである。また「富岳」自体も 2021 年の供用開始から 3 年が経過し、すでに成熟期にある。（「富岳」の前身である「京」の供用期間は約 7 年）現行の契約は 2025 年 3 月までとなっているため、以降も補助事業が当面継続することを前提としたさらなる契約期間の長期化は難しい。また、当該補助金の各年度の交付スケジュールからも、前回市場化テスト導入時よりさらに公告期間を前倒しすることも難しく、これ以上の方策をとることは困難である。